

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、さぬき市が土地改良事業（団体営ため池等整備事業（小規模・一般型）楠木池地区）を行うことについて平成22年3月30日適当と決定した。

その関係書類をさぬき市建設経済部土地改良課において平成22年4月16日から同年5月6日まで縦覧に供する。

平成22年4月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀